平成２５年（フ）第３９号
北海道標津郡中標津町東５条南10丁目１番地４　サンコーポ桜ヶ丘Ⅱ１―Ａ
債務者　桶谷　智康
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第７号
北海道根室市西浜町３丁目44番地
債務者　遠藤　明人
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第８号
北海道野付郡別海町尾岱沼潮見町71番地の２尾岱沼団地３号棟201
債務者　玉木　智美
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第４１２号
横浜市南区中村町３―211　横浜市中央浩生館、住民票上の住所横浜市青葉区あざみ野４丁目36番地７
債務者　小西　嘉春
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５５号
横浜市中区寿町４丁目13番地２　扇荘別館310号室
債務者　大内　　茂
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６３号
横浜市港南区日野７丁目２番８号　プレミール港南301
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０号
静岡県浜松市中区富塚町1675番地の１　ルグラン富塚105号室、前住所静岡県浜松市中区富塚町590番地の29
債務者　森田　敏之
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８１号
静岡県浜松市北区三ヶ日町岡本409番地
債務者　森田　啓司
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３５９号
福井市花堂中１丁目13番10号　フレグランス花堂Ｂ105
破産者　吉田　奈央
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
福井市花堂中１丁目13番10号　フレグランス花堂Ｂ105
破産者　吉田　由衣
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
青森県八戸市城下１丁目31番２号
破産者　有限会社松橋自動車塗装工業
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
東京都文京区関口１丁目11番10号
破産者　有限会社アド・ミニッツ
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７４１号
三重県伊賀市老川16番地の１
破産者　坂口　久光
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７４２号
三重県伊賀市老川16番地の１
破産者　坂口　綾子
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３０２号
名古屋市中村区橋下町２番23号
破産者　有限会社ケイズフードサービス
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９号
岡山県笠岡市神島5461番地７
破産者　有限会社神島車輛
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
石川県白山市美川末広町ヨ15番地
破産者　有限会社なべや
1　決定年月日　平成26年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所